

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月2日(木)午前9時30分から午前11時13分

2. 開催場所 役場2階 大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

< 農業委員会ネットワークへの諮問案件確認 >

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当しない土地の判断について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

議案第5号 農地法一部改正による農地取得下限面積の撤廃について

議案第6号 辰野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

報告事項 (1)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出
(2)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

おはようございます。先日はソルガムを使った調理実習にお忙しい中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。私も参加したかったところですが、会議が長引かましてできなかったわけですが、4種類大変おいしいものが出来上がって美味しくいただきました。ありがとうございました。それでは3月の総会に入らせていただきます。それでは開会を野澤会長職務代理、お願いいたします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

おはようございます。いよいよ3月ということで年度末の総会になります。1年間ご協力いただきましたが、また来月から新年度始まりますけれど今年度最後の総会でありますけれどよろしく願いいたします。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

あらためましておはようございます。今も開会の言葉にもありましたけれど今日が1年の最終ということで1年間いろいろな業務や相談会、委員の皆さんは大変ご協力いただきありがとうございました。ソルガムの件につきましては、あとでまた根橋さんの方から報告をお願いしたいと思います。28日に行ないました料理教室は大変和やかにできたと思っています。4品目を料理作りましてその中で私と飯澤さんの作った料理が一番見た目も悪くて。その中でいいなと思ったのは、パンケーキという名前でありましたけれど塩タンみたいにできて、20人分作ったんですけれど農業委員の皆さんに袋を一袋やったんですけれど、その袋全部を使って20人分ということで使用量が非常に多くて、使用量が多いのと味だけはなんかよかったような、飯澤さんと二人で適当に調味料入れましたけれ

ど味はよかったように聞いておりますのでこういう機会をもう1回というか来年もぜひ計画していただいで今後もやっていければいいなと思っています。ということでよろしく願いいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく願います。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富……番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字平出……番、地目は畑、面積245㎡を、

大字平出……番地にお住まいのBさんが取得するものです。

こちらは、令和5年2月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のBさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は2アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

現地確認の報告をいたします。先々月ですか青木さん、中澤さんと現地確認をしております。周りにはですね耕作している畑もありますし、川もありまして別段譲受人が農業をしていただければ問題ないと思われま。境もはっきりしていますので問題ないと思います。よろしく願います。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字小野……番地にお住まいのCさんが所有いたします、

大字小野字石原……番・、地目は畑、面積71㎡および、
大字小野字石原……番・、地目は畑、面積10㎡および、
大字小野字駒沢……番・、地目は畑、面積107㎡および、
大字小野字駒沢……番・、地目は畑、面積897㎡および、
大字小野字押野……番・、地目は田、面積1662㎡および、
大字小野字駒沢……番・、地目は田、面積1024㎡および、
大字小野字駒沢……番・、地目は田、面積910㎡、計7筆 4681㎡を、
松本市大字^{ことぶきとよおか}寿豊丘……番地・にお住まいのDさんが取得するものです。

こちらは、令和5年2月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のDさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は15アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

補佐の説明のとおり先月空き家付き農地ということで下限面積の設定をしていただいている農地であります。Dさん本人とは話しておりませんが、代理人と話す中でお子さん3人とご夫婦ということで耕作意欲もあるということで問題ないと思います。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

箕輪町大字東箕輪……番地・にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富字南原……番・、地目は畑、面積68㎡を、

大字伊那富……番地にお住まいのFさんが取得するものです。

申請地はFさんの住宅の北側に隣接しており、農業経営拡充のため申請地を取得したいとのことです。また、申請地は日照不足の環境ではありますが、取得後は環境整備に努められるとのことです。

農地取得後の農業経営面積は94アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<上島委員>

2月の11日に推進委員の大井田さんと私と譲受人のFさんで現地の確認をしました。現地はFさんの自宅の北側の畑です。ここもうちょっと大きいんですけど北側から5メートルほど新たに分筆して購入されるということです。北側なので日当たりが悪く作付けができないので、Fさんは育苗ハウスを建てたいということです。残った北側の畑は条件が良くなるのではないかとおっしゃっていました。境杭はきちんと打たれていて特に問題ないと思われました。よろしく申し上げます。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～7番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字赤羽・・・番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字赤羽・・・番、地目は畑、面積1613㎡を、

大字赤羽・・・番地に所在する宗教法人Hが譲り受け、駐車場とするための申請でございます。

申請地は、既に事業が完了しているため、事実上追認の許可という形になります。

今回、申請者の真金寺より顛末書の提出を受けております。内容としましては、長年にわたる駐車場不足のため、平成11年頃より、葬儀がある都度、弔問客用の臨時駐車場として申請地を賃借されていましたが、今回、譲渡人のGさんより寄付をしたいの申出を受けたこと、また、Gさんの相続の諸事情や、Hの手続きが遅滞したことにより農地法の許可を行わないまま現在に至ってしまったということであります。内容から、故意ではないことが伺えますので、追認という形ではありますが申請を受けました。

申請地は山林に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。

こちらは農振農用地でありましたが、令和5年1月に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。

<瀬戸推進委員>

今事務局の方から説明していただきました。この件につきましては住職並びに総代委員長が大変申し訳なかったということでご報告がありました。ここは場所が真金寺の真正面のところでございます。宮島会長、私、総代委員長 Iさんと立ち合いを行って境界等は明確ではっきりしていました。また駐車場ということですが、今後地元子供会、年間行事に対して活用していくということであります。周りは畑等ありますが、影響はないと思います。よろしく申し上げます。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

<山田事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。大字伊那富……番地・…にお住まいの Jさんが所有いたします、大字伊那富字鞍掛……番・、地目は畑、面積385㎡を、大字平出……番地・ ……………号にお住まいの Kさん、Lさんが共有で借り受け、住宅の新築をするための申請であります。

譲受人の Kさん、Lさんは、現在町内のアパートで生活していますが、手狭になったことから、祖母である Jさん所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、辰野町第一診療所及び辰野町高齢者いこいサロンがありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤職務代理>

この件についてご報告いたします。2月12日の日曜日私と小松さん地権者の Jさんと現地を確認しました。事務局から説明があったとおり、憩いサロン等の近くまた、東側が社会体育館で僅かに残った農地であります。また北側の農地とも同意を受けているということで広がりがない農地ということで特段問題はないと思いますのでよろしくお願いいいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

箕輪町大字東箕輪……番地・にお住まいの Mさんが所有いたします、

大字伊那富字平蔵……番、地目は田、面積619㎡を、

南箕輪村……番地・に所在する有限会社 Nが取得し、宅地分譲をするための申請でございます。

譲渡人の Mさんは、町外にお住まいのため耕作に通われることが大変になり、農地の有効活用を考えておりました。

譲受人の Nは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおり、利便性の良い申請地を取得し、1区画の分譲地にする計画であります。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<大井田推進委員>

本件は2月の15日に Nさんと上島委員、私の3人で現地確認を行ないました。場所としては昨年までは一部畑として耕作されていたいたんですが、耕作者が体調を崩されて作れないということと、先ほど話がありました地権者も遠くということから売買ということになりました。現地は北東側ですね田んぼが作られていましてそこには宅地化という話で了解を得られているということと、土地そのものには周りに水路があるんですけども水路は残すということで、ずっと使われていない水路ですが残すということで話は着いているということです。今回の案件問題ないと思いますがご審議のほどよろしく申し上げます。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

大字伊那富……番地・にお住まいの Oさんが所有いたします、

中央……番、地目は田、面積1126㎡を、

中央……番地・に所在する株式会社Pが取得し、宅地分譲をするための申請でございます。

譲渡人のOさんは、高齢のため耕作ができず、農地の有効活用を考えておりました。

譲受人のPは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおり、利便性の良い申請地を取得し、3区画の分譲地にする計画であります。

申請地は第2種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<大井田推進委員>

本件も譲受人Pと上島委員と私で現地確認を2月9日に行っております。周りにはもう住宅になっていて北側は畑になってます。ということで宅地化そのものは問題ないと思います。畑も貸して作ってありましたけれど、耕作者が高齢ということでもう返却したいということです。半分は防草シートが敷かれ耕作していないという状態でした。現地確認で問題ないことを確認しましたのでよろしくお願ひします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は12ページを、配置図は13ページをご覧ください。

埼玉県さいたま市北区土呂町^{とろちよう}・丁目・番地・にお住まいのQさんが所有いたします、

中央・番・、地目は田、面積405㎡を、

中央・番地にお住まいのRさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲渡人のQさんは、相続にて取得しましたが、遠方にお住まいのため、農地の有効活用を考えておりました。

譲受人のRさんは、申請地近くにご両親と同居されていますが、家族が増え手狭になったことから、申請地に自己の住宅を新築したいということです。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

本件について1月ですけれど赤羽さんと代理人のSさんの3人で現地を確認しました。地籍調査やっております住宅の新築ということで問題ないかと思われまふ。よろしくお願ひいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

<山田事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は同じく12ページを、配置図は14ページをご覧ください。埼玉県さいたま市北区土呂町一丁目^{とろちょう}・番地^{とろちょう}・にお住まいのQさんが所有いたします、中央^{とろちょう}・番^{とろちょう}・、地目は田、面積405㎡を、大字伊那富^{とろちょう}・番地^{とろちょう}にお住まいのTさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲受人のTさんは、現在お住まいの建物が拡幅工事に伴う小横川橋の架け替え工事により退去しなくてはならないため、代替地として申請地を譲り受け住宅を新築したいということです。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

これも先ほどの5番と隣接地でありまして同時に現場を確認させていただきましたけれど、住宅の新築ということで特に問題ないと思われまます。よろしく願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

<山田事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は15ページを、配置図は16ページをご覧ください。

大字赤羽^{とろちょう}・番地^{とろちょう}・にお住まいのUさんが所有いたします、

大字赤羽^{とろちょう}・番^{とろちょう}・、地目は田、面積86㎡を、

大字赤羽^{とろちょう}・番地^{とろちょう}・にお住まいのVさんが取得し、住宅敷地を拡張し、駐車場にするための申請でございます。

譲渡人のUさんは、申請地にて耕作されていましたが、このたび譲受人のVさんより、家族が増えることにより駐車場が足りなくなるため、申請地を取得したいという申出があり、今回の申請となりました。Vさんは申請地を取得し、2台分の駐車場としたい計画です。

申請地は道路と川に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がり

ない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。

この件につきましては宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。

<瀬戸推進委員>

この件に関しては2月18日ですけれども私、宮島会長、司法書士のWさんと現地確認を行っております。ここは町道と横並びになっておるんですが地図では分かりづらいんですが大分高低差があるところですので道の高さ1メートルから1メートル2・30のかさ上げをして今の道路の高さにして活用したいということで土砂の流出を防ぐために境界に擁壁を立てるということで境界等ははっきり確認してきましたので大丈夫かと思えます。よろしく願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計19件、40筆、面積は39,847㎡、詳細は議案書8ページから9ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

【議案第3号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しない土地の判断について】

<山田事務局次長>

昨年9月の農地パトロールにおいて、複数年 B 判定であり、非農地判断を前提にご確認いただきました農地につきまして、農地の所有者もしくは経営者に対し、非農地判断に係る事前通知書を送らせていただきました。その結果、非農地とすることに承諾いただけなかった方以外の農地につき、今回ご審議いただきたいと思います。農地一覧は議案書の11ページから19ページに掲載の210筆、79,884.91㎡です。

賛成いただけましたら、所有者もしくは経営者に対して非農地通知書を送付します。また、法務

局に対しては町長より申し出を行い、法務局登記官の職権で一括して地目変更を行っていただきますので、以前のような所有者自ら法務局に出向いて地目変更の手続きをとっていただくことはなくなります。

ご審議をお願いします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

【議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について】

<山田事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

地図は17ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字平出……番…であります。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに設定区域としたいと考えております。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員に現地をご確認いただいております。

<有賀推進委員>

2月22日ですね青木さん、中澤さんとで現地確認をしております。この件に関する農地なんですが、今除草シートを敷いてありまして草はないという状態であります。周りは住宅なんですが空き家バンクを購入する方は家庭菜園的なものをするということで考えておるようですので別段問題はないかと思われまます。よろしく願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

【議案第5号、農地取得下限面積の撤廃について】

<山田事務局次長>

農地の取得につきましては、優良農地の確保や効率的な利用を図る観点などから、農地法によ

り下限面積が設定されていました。

このたび、農業従事者の減少が加速化する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するため、令和5年4月1日より農地関連法が改正されます。これと合わせて農地法の一部改正も行われ、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで規定されていた、農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が撤廃されますので、ご意見を伺い、ご審議をお願いいたします。ただし、農地の権利取得に必要なそのほかの要件は、引き続き継続となります。

また、これに伴い、空き家に付随した農地取得の下限面積も撤廃されます。

<根橋推進委員>

この件に関しまして今事務局から説明ありました前置きの部分については特に異論はないんですが法律ですので、問題は識者も指摘されて危惧されるのは結局農地全然ない方も地域参入とかそういうのは問題ないんですが、投資ですとか従前からいろいろ心配されるそういった本当の裏とか本心がそこにあるんですけど、形上そういうことででてくる場合をどういう風にチェックするのかというのが課題になってきてしまうんではではないかと。許可基準はありますけれどやはり過日の太陽光の小野の審査の時にもわかるんですけど本当に譲受人が農業に従事し、常時取得する農地を使ってなんらかの農業をやるのかっていうの審査についてはかなり農業委員会としてもそうとうの準備をしないとこれまでのペーパーだけの審査では十分な審査ができない恐れがある。まずとりあえず、提案したいのはまず農業委員の意見書というのがあるんですが、あの様式ってのは5条転用を前提にした様式であって許可基準を書く欄はあまりないんですね。後特に3条の申請が出てきた時に農業経営がどうなっているのか、実際には要求してもらっているんですけど任意になっちゃって、運用の中で事務局側で事前に農業経営について出させて現場審査担当の委員の方に事前にもらって、十分時間をとって農業経営について徴取するような段取りを踏んだうえで責任ある意見書を書きたいとか対応していきたいと私は考えているんですが皆さんはどのような考えか。やはりまったく表向きと言えればおかしいが、前言われたことについては、本当に新規参入の方についてはありがたい制度でいいと思うんですけど、そうでないケースもそれをどうやって対応していくか国・県のご指導があればそれでいいし無ければ早急に対応を整理した方が良くはないかと私は思います。

<宮島会長>

今の件ですけれど許可基準というのを厳重にしてもらおうというのと、それに対する検討期間も必要ではないかという感じ。他の市町村とかの情報とかこれから見てもらえたらいいかなと思いますけど事務局から何かあれば。

<事務局中澤>

先ほど根橋さんもおっしゃったんですけど、誰でも農地を買えることになるのととても責任重大で皆さん方が現地をご確認いただく際もそこをどう効率的に使ってもらえるかっていうのをしっかり見ていただければいけないこともでてくるので、意見書にしましても今提出してもらった3条の申請書の内容も若干ではあるんですが国の方からこういう形っていう雛形が来ているんですが、若干かいていただく内容は変わるんですが、大幅に変わるところはないんです。なので実際立ち会って見ていただく際、事務局も申請書を受け付ける際にも町外の方とかそういう方も増えてくることも考えられますのでどういう目的でどうするのか、あと買われたら買われた後のフォローも考えていかなければいけないなと思っているんですけども、まずは意見書の段階も形を変えて、誰でも買えるイコールどんな形で利用されるっていうのも心配な部分は多いと思いますので、少しずつ変えて皆さんがチェックしやすいようにしてはいきたいなと思っています。4月1日受付分から新しい書式になりますので、5月の総会で審議していただく議案がもしかしたら多くなるかもしれないので、またそこらへんは修正を加えたりしながらより心配なく見ていただけるような形にはしていきたいと思っています。

<根橋推進委員>

問題はね、受付事務の形の中で、今20日ㄨ切で極端な話18・19日あたりに3条の申請がきて早急に見てくれとこられて、事務局に20日ぎりぎりにでてくるということになると、ちょっと申し訳ないけど2日やそこらで簡単に審査できればいいですけどこちらの都合があたりすれば必ずしも相手方の要望に応えきれない場面が出てくるし、非常に困難な、そこでトラブってなんでやらないんだって言われても困るし、5条はまだいいと思うんですが、3条に関しては特に、簡単な新規参入で移住されて農業をするというのは問題ないんですけど、ぱっと見これはしっかり聞きたいなという案件をぎりぎりをもってこられた場合、非常に困る。できれば受付から現場も含めた審査、受付の事務の流れですかねそこをちょっと何らかの形で改善していただかないと、今のような形でやられた場合、非常に苦慮してしまうので検討していただきたいと思います。

<飯澤委員>

それに関連してでありますけれど、私もやはりそういう危惧と言いますか不安はあります。農地法の緩和はいい面もあるでしょうがちょっと心配な部分も、農業委員会の責任の部分も一層重くなってくると思うんですけど、農業会議とか県の農業委員会協議会とかそういったところを呼んでいただいて添付書類の中で、少しやっぱり農業経営のチェックをする部分、そういうところをどのようにしたら良いか、辰野町農業委員会として、農業会議の考え方とすり合わせをして充実させるようにお

願いたいと思いますけれど。

<宮島会長>

今のご意見のように農業委員の責任が非常に重くなるってことが予想されますのでそこら辺を検討しながら対応していただきたいんですけど、いずれにしても4月1日撤廃になるっていうことは決まっておりますので、裁決をして決めたいと思いますけれど、今後の課題として今の意見を含めて農業委員のあまり負担にならないような形で願いたいと思います。

<根橋委員>

4月1日から撤廃ですよね。それ以前に下限面積が設定されていたものも撤廃。それは維持するということでよいですね。

<野澤職務代理>

次回の4月の総会の時にそのことをもう一度整理してこういうところをチェックしてほしいとか、また農業は一般的に農業委員や推進委員さんに確認依頼がくるわけですが、今度は前もってやっかいなものについては、事務局の方から事前にこういうことで案件がありますと連絡いただいて、へたをすると当日こういうことですよということになっちゃうとさっきの根橋さんの話のようになってしまうのでうまくいくような仕組みをつくっていただければと思います。

<根橋推進委員>

150日というのは数字が入っていますか。

<事務局中澤>

農作業常時日数が年間150日以上であれば認められる。というのがうたわれています。

<根橋推進委員>

これ非常に議案で基準で重要なとこなので、誤解のないようはっきりとさせたほうが良いですよ。農業委員会で広報はされるわけですか。

<事務局中澤>

まずは町のホームページに掲載します。広報たつの5月号あたりに下限面積が撤廃されましたということはお知らせしたいと思っています。

<根橋推進委員>

これ非常に悪用しようとするといろんなやりかたが考えられるので、この基準は非常に大事だと思います。それとわれわれの審査が。それでそのことを大事なことはまずは広報することが大事じゃないですかね。

<飯澤委員>

これは法律が変わったことですので、日本中こういった形でなので一般的なことは報じられると思いますが辰野町の場合はホームページでね、広報たつこの農業委員会のところにちょっと大きめに書いて周知していくということでしょうかないかなと思いますけどね。

<宮島会長>

今の現状では4月1日から変わることにはなっているので、文章の違いとか宣伝のしかたとかそこら辺は皆に知られるようにしてもらいたいということで、いろいろ問題が出てくるかもしれませんけれどそういうことで考えていただきたいと思います。いろいろご意見でましたのでそこら辺を考慮していただいて。

<宮島会長>

これについて裁決したいとおもいます。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

【議案第6号、辰野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について】

<山田事務局次長>

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標や方法について、指針を定めるようにつとめなければならないとされています。この指針は、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地などの利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」などの活動を行うにあたっての目標や推進方法を定めるものです。

辰野町はこの指針を平成31年4月1日付けで策定し、令和5年4月1日付けで改正いたします。

指針内容につきまして議案書の25ページから29ページをご覧ください。

皆様からご意見をいただき、承認いただけましたら同条第3項の規定により公表いたします。

<根橋推進委員>

今度地域計画をやるにあたって国から求められているんじゃないかと思いますが、実際にどうやって達成していくかということは、それだけとってもかなり議論しなければいけない内容だと思うんですけどこの位置付けっていうのはベース的なものであって今後本格的にはじまる地域計画の策定の中で最終的には地域計画できた段階で実効性のあるものに修正していくということでいいですか。

<山田事務局次長>

根橋推進委員さんのおっしゃられたとおりでありまして、今回の見直しは農業委員会法等の改正に伴い行われるものであります。数字的なものについてはこれからの地域計画の策定に併せまして順次変更を加えていくこととなります。

<宮島会長>

他にご意見ありますか。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第4条の農地を農業用施設に供することの届出について1件の届出がありました。詳細は議案書30ページの通りです。こちらは先月の総会にて農業振興地域整備計画の軽微変更をご審議いただいた農地になりますが、添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計2件、議案書の30ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

- 農業委員会活動記録簿の提出について(事務局 中澤)
→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。
- 農業者年金加入推進ニュース<No.11>とパンフレット配布について(事務局 中澤)
→別紙参照

○農地相談会について(小野委員)

→第9回農地相談会2月15日(水)10時～12時、役場第6会議室で行われた。

(小野委員)

4名の方相談に見えられた(別紙参照)

○令和5年度農地相談会について(報告)

→別紙日程表のとおり

毎月第3水曜日 都合の悪い場合は委員さん同士で交代を。

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培)について(根橋推進委員長)

昨日は町民会館の調理室で会長の挨拶にありまして、調理実習をしたわけですが、前段でAさんの方で新しいケチャップが販売されたということで徐々に利用の方が広まっているということで非常にありがたいことでもあります。今後町民の皆さんに個人でも飲食店でも学校給食でもいろいろな形で使って頂けることが大事だと思いますので、今後さらにこの活動を強めていこうかと思っています。この間長野の方でソルガムマルシェだとかありまして、私と青木委員さんと二人で行ってきました。非常にものすごい盛況でマルシェの出展企業も十数社ということで、商品化されていつでも手に入るような状態で、お菓子類が多かったですけれど、お酒だとか酢ですとか更に進んだ加工だとかいうのが展示されておりまして、あと生産の方は信州大学の農学部が連携しておりましてそれに関連したベンチャー企業のBという会社が力を入れて原料の調達から始まって加工販売なども精力的にやっています。長野市の荻原市長さんがお見えになって市をあげてこのソルガムについては力をいれていくということでソルガムを使った地域おこしについては、かなり長野市は力を入れていると思いましたが。社長さんとも名刺交換させていただきましたけれど5年度の辰野の生産するソルガムについてもぜひお願いしたいという話はしてまいりました。いずれにしても南信はまだこれからというところで、まとまってやっているのは辰野町だけだと思いますし、個人ではこの間伊那へ行ってきましたけれど、そういった個々には対応されていると思いますけれど、あともう一点町内の町会議員の方からも離乳食にもグルテンフリーということでもいいんじゃないですかと、そういったいろんな意見を寄せられてきているようになってきています。情報を拡散しながら利用を拡大していきたいと思っています。最後5年度についても引き続き同じ沢底の圃場でやっていきたいということで準備はこれからしていかなければいけないんですけどご賛同いただければそういうかたちでやっていこうかと思っていますので、よろしく願いいたします。

<赤羽事務局長>

ありがとうございました。こうした普及の活動がソルガムを知っていただくことに繋がっていくと思いますので、また栽培面瀬の拡大にもつながっていけばと思います。5年度のソルガムの栽培については前々回の時に皆様を確認いただいておりますので、5年度も引き続き農業委員会としてソルガ

ム普及活動として栽培をしていくと言って頂いておりますので実行していくということで。また、日程は4月の総会くらいにはスケジュール的なものを作っただけだと思いますので活動をよろしくお願ひしたいと思ひます。

<青木委員>

ソルガムの件ですが学校給食の方へ使っただくという考えっというのはどうなんでしょう。来年度一般の皆さんに種を配布するかどうかはわかりませんが、今から考えていかないといけないと思ひんですけど、意外と皆さんはお配りしたのを召し上がっただくしているかわかりませんが、抵抗なくご飯の中に入れて食べられるんですよ。この間の長野のマルシェに行った時も料理研究家のCさんもおっしゃってたんですが、お米だけだとどうしても糖分が多いので雑穀を入れて食べてくださいよ。それにはソルガムは最高ですよ。とお話をいただいたんですよ。初めての方でもそんな抵抗なく使えるっというところではまずご飯に入れて食べていただく、この間の調理実習のようにお粉であればきれいなんですけど熱が加わるとなんだこれっという色になっちゃうのでまずは実からっということを考えていただいお菓子とかいろいろには使っ長野の方でもあったんですけど手近なところでその考え方はどうでしょう。

<赤羽事務局長>

学校給食については農村女性ネットでレシピを作っただくして栄養士さんたちと共有していますので今後それが常時給食の中に出せるように献立化が進めばそれなりの需要が生まれるんではないかと。今お試しでやってると思ひますので、それが調理員さんたちの限られた時間内でやってる給食の調理に対して負担にならないような料理というものが出来上がっくれば、グルテンフリーとか考えればどのこどもに対しても使えるという食材ですので、そういう点を含めながら事務局サイドとしてもそういう団体でソルガムを使った料理を研究していただいておりますので、学校給食・保育園の給食等に活用を求めて徐々に栽培の方も広めていければと考えています。今頂いたご意見については実行に移せるようなかたちで進めたいと思ひます。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:4月4日(火)9時30分 役場2階第7.8会議室

(閉会)

本日は一部特異な審議もございましたが、慎重審議ありがとうございました。福寿草も咲いてうめももうそこまでさいてきている、皆さんの畑への対する気持ちも焦ってきているんでしょうけども、あんまり焦らずに。私も先日アスパラのハウスに灌水しようと思っポンプを持ち出して灌水してほっておいたら凍りましてポンプ壊しました。あんまり焦っははいけません、気持ちはわかりますのでよく

気候と相談して畑へ出ていただければと思います。体に気を付けて次回の総会に臨んでいただきたいと思います。慎重審議ありがとうございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印